

教育委員会臨時会議事日程

平成30年6月29日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について
学校事故に関する詳細調査報告書について
福島県への教員派遣研修について
子どもアドベンチャー2018の実施について

3 審議案件

教委第15号議案 学校運営協議会の設置について
教委第16号議案 学校運営協議会の委員の任命について
教委第17号議案 教職員の人事について
教委第18号議案 横浜市立小学校における草刈り作業中の物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

4 その他

平成30年6月29日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 6/16 平成30年度 全国高等学校定時制通信制サッカー大会 神奈川県予選会
- 6/25 スクールミーティング
- 6/28 平成30年度 横浜市児童生徒指導中央協議会

(2) 報告事項

- いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について
- 学校事故に関する詳細調査報告書について
- 福島県への教員派遣研修について
- 子どもアドベンチャー2018の実施について

3 その他

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について（報告）

学校いじめ防止対策委員会から、調査報告書が提出されましたので、報告します。

■報告件数

2 件

※29 年 12 月 15 日に策定した「公表ガイドライン」に基づき、別紙のとおりいじめ重大事態に関する調査結果をホームページに掲載し、公表します（掲載期間：6 か月）。

■いじめ重大事態対処のための調査件数

（単位：件）

| 調査主体 | 校種 | 調査中 | 調査終了 | 合計 |
|----------------------|--------|-------|------|----|
| 学校（専門的知識を有する第三者を加える） | 小学校 | 5→4 | 0→1 | 5 |
| | 中学校 | 1→0 | 3→4 | 4 |
| | 高校 | 0 | 0 | 0 |
| | 特別支援学校 | 0 | 0 | 0 |
| 教育委員会（横浜市いじめ問題専門委員会） | 小学校 | 4 | 1 | 5 |
| | 中学校 | 2 | 0 | 2 |
| | 高校 | 0 | 0 | 0 |
| | 特別支援学校 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 12→10 | 4→6 | 16 |

件数はいじめ防止対策推進法施行後（H25～）

■参考 いじめ重大事態への対処

【いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項】

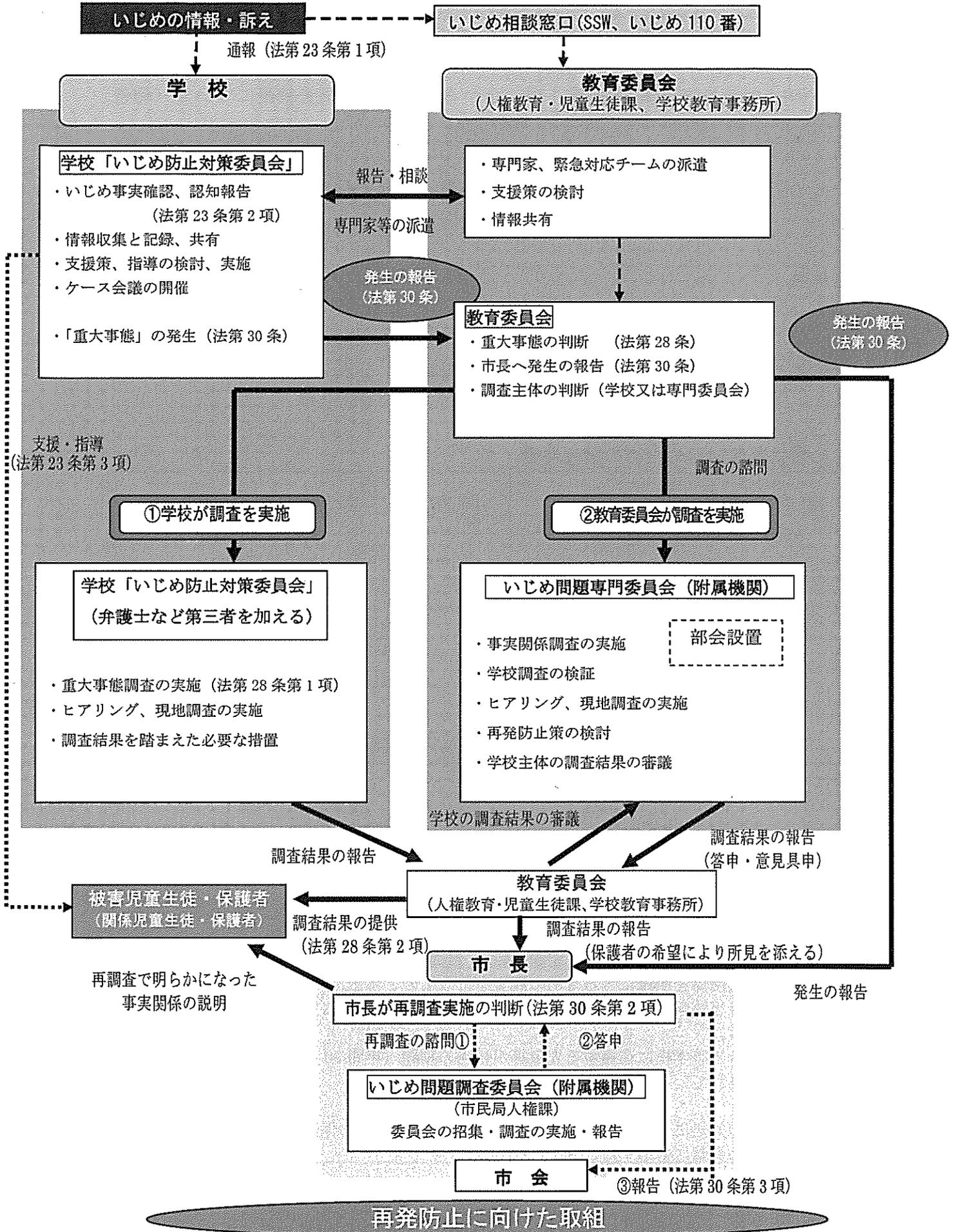
学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（附帯決議）

- 五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

●いじめ重大事態の流れ●



当日配布された以下の資料は、「いじめ重大事態に関する調査結果等について」
(URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/20180228151232.html>)に掲載
しています。

※公表ガイドライン（平成 29 年 12 月 15 日策定）に基づき、ホームページ上、
掲載期間は 6 か月となります。

【当日配布資料】

- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について
（d 小学校）【公表版】
- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について
（e 中学校）【公表版】

横浜市立中学校において保健体育科の授業中に
発生した事故に関する詳細調査報告書

【公表版】

※この公表版は、平成 30 年 5 月 30 日に横浜市学校保健審議会学校安全部会から答申の
あった詳細調査報告書をもとに横浜市教育委員会が作成したものです。

1 はじめに

本報告書は、横浜市学校保健審議会学校安全部会(以下、「安全部会」と言う。)において、平成 29 年 5 月 11 日、横浜市立中学校で保健体育科の授業中に発生した跳び箱事故についてその原因を究明し、事故の再発防止等を検討し、明らかにされた事実から考察や提言をまとめたものである。

学校教育の現場において児童の安全を確保することは基本的事項であり、しかも授業中に発生した事故であることから、被害生徒が受けた身体的・精神的苦痛、その場に居合わせた子どもたちの不安や動揺、保護者に与えた衝撃は計り知れないものがあると思われる。

横浜市教育委員会においては、本報告書の提言を十分に踏まえたうえで、より具体的、実践的な再発防止策を策定し、それを実践することを求めたい。

(1) 詳細調査の趣旨

平成 29 年 5 月 11 日、当該市立中学校において保健体育科の授業中に発生した跳び箱事故に関し、事故の状況、原因の調査等を行うとともに、事故の再発防止に資するための提言を行うものとした。

(2) 詳細調査の目的

「学校事故対応に関する指針」(文部科学省 平成 28 年 3 月)に基づき、詳細調査の目的は次のとおりとする。

ア 日頃の安全管理の在り方等、事故の原因と考えられることを広く集めて検証し、今後の事故防止に生かす。

イ 被害生徒やその保護者の事実に向き合いたいという希望に応える。

ただし、本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とするものではないことに留意して調査・審議を進めた。

2 安全部会の開催状況

(1) 開催日時等について

ア 調査委員会

第 1 回 平成 29 年 7 月 11 日 (火) ※ 教育委員会会議室

第 2 回 平成 29 年 10 月 26 日 (木) 教育委員会会議室

第 3 回 平成 29 年 11 月 21 日 (火) 教育委員会会議室

第 4 回 平成 29 年 12 月 28 日 (木) 教育委員会会議室

※横浜市学校保健審議会として開催

イ 現地調査・聴き取り

平成 29 年 7 月 21 日 (金) 当該中学校

平成 29 年 8 月 15 日 (火) 入院先病院

ウ その他 (現地調査・聴き取りの内容確認)

平成 29 年 9 月 7 日 (木) 教育委員会会議室

(2) 安全部会の構成

| 氏名 | 職名 | 委嘱日 |
|----------------------------|--------------------------|------------|
| きむら まさひこ 木村 昌彦 (部会長) | 横浜国立大学教育学部教授 | 平成 29.7.7 |
| あおき はるひと 青木 治人 | 横浜市スポーツ医科学センター長 整形外科医 | 平成 29.7.7 |
| いでぐち まなぶ 井手口 学 | 横浜国立大学非常勤講師 | 平成 29.7.7 |
| たかおか かおり 高岡 香 | 弁護士 茨城県立医療大学客員教授 | 平成 29.7.21 |
| おおくぼ たつお 大久保 辰雄 ※ | 横浜市医師会常任理事・学校医部会副会長 | 平成 29.7.7 |

※大久保委員は学校保健審議会委員と兼務

調査開始当初は、大久保委員を除く 4 名は特別委員として委嘱していたが、平成 29 年第 3 回市会定例会における横浜市学校保健審議会条例の改正に伴い、特別委員を臨時委員に変更した。併せて、10 月 26 日の第 2 回学校保健審議会において学校安全部会を設置し、学校保健審議会の鈴木会長が木村委員を部会長に指名した。

(3) 検証方法

検証資料として以下のものを採用し、学校安全部会で慎重に審議した。

ア 平成 29 年度 当該中学校 保健体育科 年間授業計画

イ 週間指導計画(4 月 17 日～5 月 13 日分)

ウ 器械体操単元計画 (器械運動)

エ 器械運動 (跳び箱) 指導案

オ 定期健康診断結果 (身長、体重、視力)

カ 生徒保健調査票

- キ 診療記録、画像CD-ROM
- ク 救急活動記録票
- ケ 被害生徒保護者から提出された資料
 - (ア) 「中等教育資料 平成 29 年 5 月号」学習指導要領の趣旨を踏まえた授業の充実 (※以下「中等教育資料」という)
 - (イ) 体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点
(平成 25 年 3 月独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校災害防止調査研究委員会)
 - (ウ) 信州大学教育学部紀要 No.94 (跳び箱の前方倒立回転とびの運動習得過程における運動投企の形成不全による危険性について)
 - (エ) 当該生徒の状況について (当該生徒保護者作成の文書)
- コ 器械運動 指導の手引 (学校体育実技指導資料 第 10 集 文部科学省平成 27 年 3 月 ※以下「指導の手引」という)
- シ 中学校学習指導要領 (文部科学省 平成 20 年 3 月 ※以下「指導要領」という)
- ス 中学校学習指導要領解説 保健体育編 (文部科学省 平成 20 年 7 月 ※以下「要領解説」という)

3 事故の状況

当該生徒は、開脚跳びで 5 段跳び箱を跳ぼうとして、強い踏切を行った。腰の位置が高くなり、跳び箱に着手したが、体勢が崩れエバーマットに頭から落下して首を損傷した。意識があり問いかけには応える状態であったが、足の感覚がなかった。11 時 22 分、学校は救急車を要請し、病院に搬送した。当該生徒は頸椎の脱臼で、足に感覚がないため 16 時に手術を行った。

- (1) 発生日時：平成 29 年 5 月 11 日 (木) 3 校時 11 時 15 分
(保健体育の授業中)
- (2) 被害生徒：中学男子
- (3) 指導教諭：担当教諭 A
担当教諭 B 【体育館グラウンド側でマット運動を指導】
- (4) 保健体育授業状況
 - ア 場 所：当該中学校 体育館 (体育館内ステージ側)
 - (ア) ステージ側 跳び箱運動 指導教諭：担当教諭 A
 - (イ) グラウンド側 マット運動 指導教諭：担当教諭 B
 - イ 当該学級：在籍：39 名
(欠席者：1 名)

※ 体育館内グラウンド側では、担当教諭 B が別のクラスのマット運動を指導していたが、跳び箱の指導には関わっていなかった。

ウ 単 元：器械運動（跳び箱）、本時単元 2 時間目

(5) 検証資料から想定される事故の状況

医学的な見地から X 線写真などの検証資料をもとに事故の状況を想定すると、当該生徒は、跳び箱から逆さまに落ちる形で、頭頂部のやや後部からマットに落ちたと想定される。

また、その際、跳んだ勢いで身体全体の体重が頭頂部のやや後部に集中し、頸を強制的に屈曲（前方に曲げられ、顎が胸につくような状態）されるような形であったと想定される。

4 現地調査の概要

(1) 調 査 日：平成 29 年 7 月 21 日（金）16 時から 17 時まで

(2) 場 所：当該中学校 体育館

※跳び箱、マット等を事故当日と同じセッティングにして現場確認

(3) 参加委員：青木委員、木村委員、井手口委員、高岡委員、大久保委員

(4) 確認事項

- ・委員がロイター板を実際に使用、器具の位置関係等を確認
- ・担当教諭 A 証言による助走スタートからロイター板の端までの距離を計測（計測された距離：5.7m）
- ・事故に居合わせた生徒証言による助走スタートからロイター板の端までの距離を計測（計測された距離：7.65m）
- ・事故の状況について保健体育科教諭 2 名及び現場に居合わせた生徒 4 名に状況を聴き取り

5 聴き取りの概要

(1) 学校関係者に対する聴き取り

ア 調 査 日：平成 29 年 7 月 21 日（金）17 時から 19 時まで

イ 場 所：当該中学校内会議室

ウ 対 象 者：担任教諭、保健体育科教諭 2 名、養護教諭 2 名、学校長

エ 参加委員：青木委員、木村委員、井手口委員、高岡委員、大久保委員

(2) 当該生徒に対する聴き取り

ア 調 査 日：平成 29 年 8 月 15 日（火）15 時 30 分から 16 時 20 分まで

イ 場 所：当該生徒入院施設

ウ 対 象 者：当該生徒本人（父母が同席）

エ 参加委員：井手口委員、高岡委員

6 調査で明らかになった事実と考察

(1) 環境面や事前の準備について

ア 調査で明らかになった事実

- (ア) 体育館に跳び箱、マット等を事故当日と同じセッティングをして現場確認を行ったが、環境や器具に問題は見られなかった。
- (イ) 指導に関する計画が作成されていた。
- (ウ) 学校体育の安全に関わる校内研修が実施されており、緊急時の役割分担についても明確になっていた。
- (エ) 授業開始前に、健康観察、準備運動を行い、安全に関する注意喚起がされていた。
- (オ) 試技の前に、ロイター板を使用してジャンプをするなどの補助運動を行っていた。

イ 考察

環境面や事前の準備について問題は見られなかった。

(2) 当該生徒の状況について

ア 調査で明らかになった事実

中学入学後、体重が大きく増加している。

1年と2年時の差：身長+4.3cm、体重+11.6kg

イ 考察

当該生徒の状況については、体格面等において配慮すべき事項はあったものの通常の体育の授業に配慮が必要な状態であるとまでは確認できなかった。

当該生徒の証言の中で、「小学生の時のほうができていた気がする」とあることから、体格が大きくなってその体格自体が体の自由度を奪っていたということは考えられる。

(3) 指導面について(学習指導要領等との関係について)

ア 調査で明らかになった事実

(ア)「指導要領」によれば、器械運動の内容の取扱いにおいて、マット運動、鉄棒運動、平均台運動及び跳び箱運動の中からマット運動を含む2種目を選択して履修できるようにすることとされている。

当該中学校においては、マット運動、跳び箱を取り上げていた。

(イ)「指導の手引」には、回転系(台上前転など)と切り返し系(開脚跳びなど)を授業で取り上げる際の技の順番への配慮に関する記述があり、「具体的には、同じ授業内で回転系と切り返し系の両方を指導する場合、回転系を先に取り上げると、切り返し系の学習の際に回転感覚が残っていて事故につながることもあり、切り返し系を先に取り上げるようにする」とされている。

本件事案において、担当教諭Aは、開脚跳びも台上前転も1年生の時に取り組んでおり、2年生でも2時間目だったので、クラスの生徒に開脚跳びと台上前転の2種類に取り組むよう指示をしていた。当該生徒は切り返し系(開脚跳び)を行った後で回転系(台上前転)を行い、さらに切り返し系(開脚跳び)を行っていた。

また、担当教諭Aは、当該生徒について開脚跳びも台上前転も1年生の時に取り組んでおり、跳べる力があると判断していた。

イ 考察

器械運動の選択については、大部分の中学校が器械運動はマット運動と跳び箱を取り上げているのが現状である。今回の事故について跳び箱以外に選択肢がなかったことは、事故が発生してしまったこと自体の原因ではないと考えられるが、種目の選択に配慮する必要がある。

器械運動に苦手や恐怖心を持っていても、器械運動は必須なので、苦手な子への適切な指導が必要となってくる。跳び箱は苦手だが平均台、鉄棒なら大丈夫ということではない。

また、器械運動での事故は怖がってやっていると起こることが多く、落下の心配がある台上前転の指導では、跳び箱の両側にマットを敷いたりするなど工夫や配慮をすることが大切である。

器械運動の指導では、回転系と切り返し系の順番が安全に関係していると言われているが、本人ははっきりと切り返し系を意識していたと話をしている。今回の事故は必ずしも技の順番の問題とは言えないと考える。

(4) 指導面について(当該担当教諭の指導について)

ア 調査で明らかになった事実

(ア) 前の授業でも跳び箱が行われており、本人からの聴き取りによると、一度失敗しているとのことである。その際、担当の教諭は「大丈夫か」と声をかけたものの、追加の指導は行われていなかった。

(イ) 担当の教諭は、主に高い段数の跳び箱の指導にあたっていた。

イ 考察

事故の前の失敗で、マットに届かずに横に落ちたと言っているが、通常はあまり考えられない失敗の仕方である。大勢の生徒を見る中で、大変な部分はあるが、担当教諭が失敗の質を見極めて、適切な言葉がけをしていく配慮が必要であった。

また、教諭の配慮は難しい技をやっている場所に目がいきやすいが、実際に事故が起きるのは、体格のいい子や器械運動の苦手な子が多い。

また、一般的に言えば、跳び箱は、低いほど安心ということではなく、身長に対して低すぎると前傾しすぎるので危険である。今回の事故について、5段が低すぎたとまでは言えないが、体格の大きい子や器械運動の苦手な子の指導等については、跳び方を見て別の課題を与えるなど指導に配慮する必要があった。

(5) 事故発生後の対応

ア 調査で明らかになった事実

(ア) 速やかに救急搬送の依頼をし、頸椎の損傷と判断して救急隊の到着まで生徒を動かさないようにしたことなど、適切に対応していた。

(イ) 警察には、翌日連絡をしていた。

イ 考察

事故発生後の対応については、適切な処置がなされていた。

(6) 総括

明らかになった事実や考察については、今後の事故防止に生かされなければいけないものと言える。生徒の命を預かる者として、その重みを十分に認識する必要がある。

これらのことを踏まえ、当部会として再発防止に向けた提言を以下にまとめる。

7 再発防止に向けた提言

【提言1】

同じ授業内で回転系(台上前転など)と切り返し系(開脚跳びなど)の両方を指導する場合、切り返し系を先に取り上げることが大切

- 「指導の手引」だけでなく、「中等教育資料」にも取り上げられているように、回転系の技を先に取り上げると、切り返し系の技を行う際、回転感覚が残っていて事故につながることもある。切り返し系(開脚跳び等)の技を先に取り上げ、区切りをつけてから回転系(台上前転等)に進むようにすることが大切である。

【提言2】

跳び箱の指導にあたっては、高い段数の指導だけに注力することなく、跳び箱が苦手な生徒の指導にも注意を注ぐべき

- 「指導の手引」及び「中等教育資料」にも取り上げられているように、低い跳び箱が易しい条件とは限らないこと、また高さばかりを追求する授業は危険というほかないことに十分に留意し、習熟度の低い生徒の指導にも注意を注ぐべきである。
- 跳び箱の苦手な生徒への指導については、跳べたか跳べなかったかのみに注目するのではなく、失敗の質や運動のイメージが持てているか等を見極めて適切な言葉がけや指導を行うことが大切である。

【提言3】

生徒一人ひとりの特性に配慮した指導をより徹底すべき

- 個別に生徒を観察し、体格の問題、身体能力、行動傾向や学習意欲に配慮しながら、適切な指導を行うべきである。
- 特に児童生徒の特性によっては、慎重な配慮が必要な場合がある。
- 器械体操の指導にあたっては、成功率や失敗の仕方など、出来栄えや失敗の状況に注意を払い、適切な指導を行うことが大切である。

【提言4】

器械運動の実施にあたっては種目の選択に配慮すべき

- 「要領解説」によれば、第1学年、第2学年において、マット運動、鉄棒運動、平均台運動及び跳び箱運動の中からマット運動を含む2種目を選択して履修できるようにすることとされており、種目の選択に配慮する必要がある。その際、学校は跳び箱以外の種目も選択できるよう用具等の準備について配慮すべきである。
- ただし、選択肢を増やすことがリスクの増加につながることもあること、また、他の選択肢にもリスクがあることには留意すべきである。

詳細調査報告を受けての再発防止策（跳び箱運動）

- 回転系（台上前転等）と切り返し系（開脚跳び等）の両方を指導する場合、切り返し系を先に取り上げること
 - ・ 同じ授業内で、切り返し系の技と回転系の技を行う際は、回転系の技を先に取り上げると、切り返し系の技を行う際、回転感覚が残っていて事故につながることもあるため、切り返し系の技を先に取り上げる。

 - 高い段数の指導だけに注力することなく、苦手な児童生徒の指導にも注意を注ぐこと
 - ・ 低い跳び箱が易しい条件とは限らないこと、また高さばかりを追求する授業は危険というほかないことに十分に留意し、習熟度の低い児童生徒の指導にも注意を注ぐ。
 - ・ 苦手な児童生徒への指導については、跳べたか跳べなかったかのみに注目するのではなく、失敗の質や運動のイメージが持っているか等を見極めて、適切な言葉かけや指導を行う。

 - 児童生徒一人ひとりの特性に配慮した指導をより徹底すること
 - ・ 個別に児童生徒を観察し、体格の問題、身体能力、行動傾向や学習意欲に配慮しながら、適切な指導を行い、特性によっては必要な手立てを講じる。
 - ・ 指導にあたっては、成功率や失敗の仕方など、出来栄や失敗の状況に注意を払い、適切な指導を行う。

 - 器械運動の実施にあたっては種目の選択に配慮すること
 - ・ 中学校第1学年、第2学年の器械運動においては、マット運動（必修）の他に、鉄棒運動、平均台運動及び跳び箱運動の中から、生徒の希望を考慮して1種目を選択し、履修できるようにする。
- ※ ただし、複数の運動種目を一斉に展開する場合は、安全に配慮した場の工夫等を行うこと。

【参考】跳び箱運動における安全に関する確認事項

「運動活動時等における安全の手引き」による

- ・ 運動をする環境づくりができています。
- ・ 運動に適した服装で行われている。
- ・ 安全に活動ができる場の設定や器具の設置に関する指導が行われている。
- ・ 準備運動・整理運動が適切に行われている。
- ・ 適切な助走、踏み切り位置、着手位置について指導が行われている。
- ・ 試技・待機時等、約束が習慣づけられている。
- ・ 児童生徒の能力に応じた課題を把握して行われている。
- ・ 児童生徒の実態に即した段階的指導が行われている。
- ・ 適切な補助の仕方や補助用具の使い方について指導が行われている。
- ・ 指導者は適切な位置で指導し、最終的な安全確認が行われている。

※ 下線部分は今回の詳細調査報告書の提言にかかわりの深い部分

福島県への教員派遣研修について

放射線等に対する正しい理解を深める教育や、震災避難者や復興に関わる人々の想いや取組を理解する教育を進めるとともに、被災した子ども達に寄り添う心情を醸成するために本市の教員を福島県へ派遣しました。

1 日時

平成30年6月8日（金） 6:30～20:00（福島県内での研修は10:30～16:00）

2 参加者

○教員：61名……学校運営セミナー（※）の受講者（62名）のうち59名と、一種研究員2名

※これからの学校運営を担うことが期待される中堅教員を対象にした年間5回の連続講座

《校種による内訳》小学校：43名 中学校：14名 特別支援学校：4名

○教育委員会事務局：15名

3 研修先 ※研修内容については次ページ以降の写真を参照

| | 施設名 | 所在地 | 概要 |
|-----|------------------------------|-------------------------------|---|
| 1号車 | 福島県富岡町立 小・中学校 (富岡校) | 福島県双葉郡富岡町 小浜中央 237-2 | 全町避難の一部解除に伴い、平成30年4月より富岡町内での小学校・中学校の教育活動を再開。未就学児の預かり保育等、支援体制の充実を図る。 ○児童生徒数：17名（小学生13名、中学生4名） |
| | 帰還困難区域 | (富岡町とその周辺) | 福島県教育委員会指導主事による説明（バスで移動） |
| | 福島県富岡町 文化交流センター 「学びの森」 | 福島県双葉郡富岡町 大字本岡字王塚 622-1 | 富岡町役場に隣接した、図書館、歴史民俗資料館、ホール、生涯学習館を備えた複合施設。平成29年4月、一部の使用が再開。 |
| 2号車 | 福島県富岡町立 小・中学校 (三春校) | 福島県田村郡三春町 熊耳南原 94 | 原発事故後、全町避難となった富岡町の小学校2校、中学校2校が、平成23年9月、幼稚園と共に、約70km離れた田村郡三春町の工場跡地で学校を再開。 ○児童生徒数：22名（小学生12名、中学生10名） |
| | 福島県環境創造 センター | 福島県田村郡三春町 深作 10-2 | 福島県が、環境の回復・創造に向け、モニタリング、調査研究、情報収集・発信、教育・研修・交流を行うための総合的な拠点として、平成28年に整備。 |

4 今後に向けて

○参加者は派遣研修を通して学んだことを授業実践や教職員向けの研修、学校運営の改善等に生かしていく。また、その活用事例を集約し、他の学校でも生かせるようにしていく。

○全ての市立学校から代表者が集まる研修会・協議会等を通じて、派遣研修の成果を全市に広めていく。

※7月25日（水）の「第3回 学校運営セミナー」で、参加者による情報交換を行う。

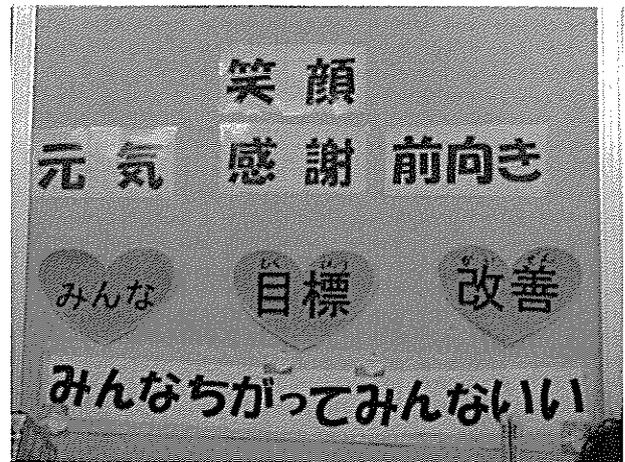
《参考》



福島県Webページより

●は福島第一原子力発電所の位置

【富岡町の小・中学校について】

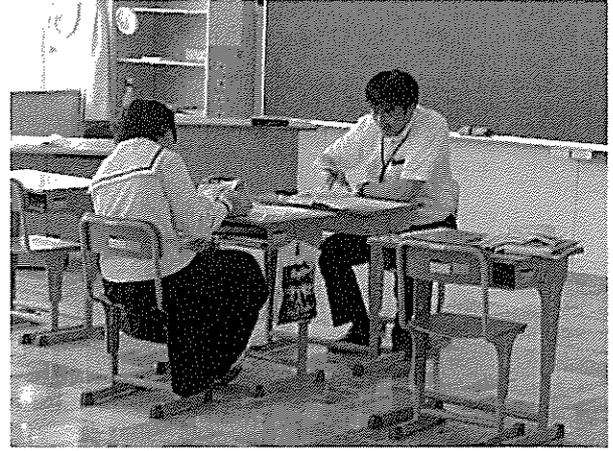


- 震災前、富岡町には小学校・中学校が2校ずつあり、合わせて約1,500名の児童生徒が在籍をしていた。
- 震災後、富岡町の町民が郡山市へ全町避難となった中、慣れない環境に不安を抱く子どもたちのために、その年の9月、郡山市に隣接する三春町の工場跡地に、4つの学校と幼稚園の共同学校として「三春校」を開設した。
- 今年4月、全町避難の一部解除に伴い、富岡第一中学校の校舎を全面改修し、「富岡校」として教育活動を再開。4月6日の学校再開セレモニーの際には、町民約1,000人が花道をつくって子どもたちと教職員を迎えた。
- 両校ともスクールバスを運行している。また、合同行事（運動会等）の実施や、ビデオ会議システムを利用した合同遠隔授業にも取り組んでいる。
- 三春校は、平成33年度末で閉校となる予定。

《研修の様子:1号車》



【富岡校】 岩崎校長の話(震災から現在までの学校の様子)



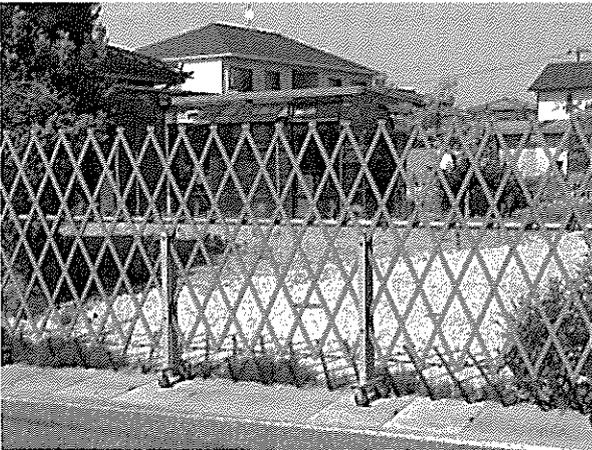
【富岡校】 中学生の授業の様子



【富岡校】 虫かごの中を見せてくれる小学生



【富岡校】 地元の新聞社・テレビ局からの取材



【帰還困難区域】 フェンスの向こう側は帰還困難区域



【帰還困難区域】 「通行制限」を示す看板

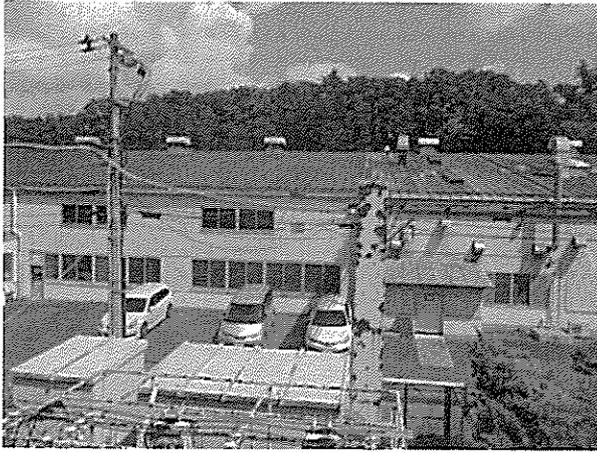


【学びの森】 福島県の教育関係者との意見交流会



【学びの森】 石井教育長(富岡町)から参加者へのメッセージ

《研修の様子:2号車》



【三春校】 工場の跡地を利用した校舎



【三春校】 学校関係者の話(震災から現在までの学校の様子)



【三春校】 小学生の授業の様子



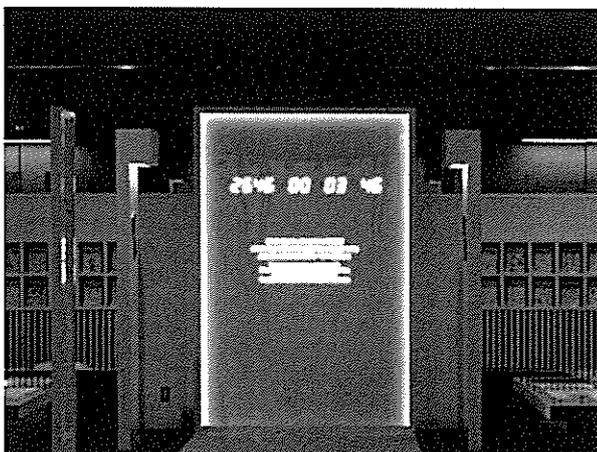
【環境創造センター】 外観



【環境創造センター】 福島県教育委員会指導主事による講義



【環境創造センター】 放射線を「見える化」する霧箱



【環境創造センター】 震災から経過した日時を伝えるタイマー



【環境創造センター】 福島県の教育関係者との意見交流会

子どもアドベンチャー2018 について

1 趣旨

市内の小中学生を対象に、キャリア教育の視点から、「働く」ことの体験や、様々な社会体験を通じた「人との交流」の場と機会を提供するため、夏休み期間を利用し、横浜市役所をはじめとした公的機関や民間企業の協力を得て、多様なプログラムを実施します。

また、これらの体験を通して、子どもの夢を親子で語り合うなど、「親子のふれあいのきっかけづくり」を図ることも目的としています。

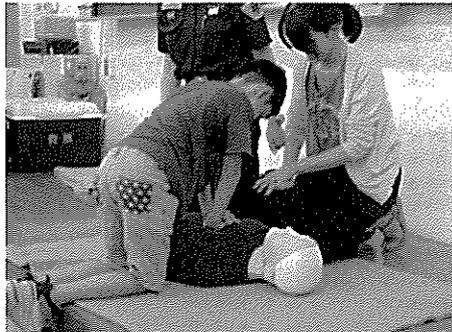
2 開催日時・参加対象・開催場所

平成30年8月16日(木)・17日(金)、市内在住・在学の小中学生、市内各所(詳細はちらし)

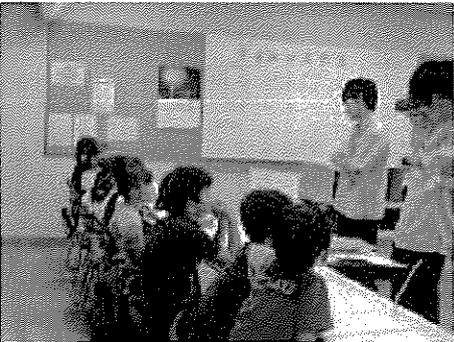
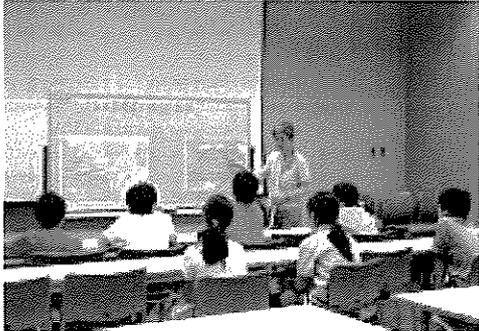
3 プログラム数、参加団体数、参加者数

| 年度 | 25 | 29 | 30 |
|--------------|--------------|---------------|---------|
| プログラム数 | 50 | 79 | 82 |
| 参加団体数(民間企業等) | 61(28) | 108(55) | 117(56) |
| 参加者数(小中学生) | 7,957(4,595) | 14,581(8,500) | - |

4 昨年の様子(抜粋)

| お年寄りの世界を知る(市大医学部看護学科) | 港南土木でリアルな体験!(港南土木事務所) |
|--|---|
|  <p>高齢者疑似体験キットを装着し、お年寄りの不自由さを体験(小中学生14人、保護者10人)</p> |  <p>コンクリートの材料づくり、横断防止柵の取り付け、ホイールローダーの乗車体験など(小中学生19人、保護者15人)</p> |
| 結婚式場のおもてなし体験(アニヴェルセル) | 消防体験塾青葉 in 日体大(青葉消防署) |
|  <p>結婚式場の仕事や結婚式をする意味を学び、テーブルセッティングを体験(小中学生91人、保護者89人)</p> |  <p>楽しみながら防災を学ぶことで、災害時の身の守り方や人を助ける心を身に付ける(小学生12人、保護者11人)</p> |

※教育委員会事務局実施プログラム（2018年度は、下記を含む9プログラムを実施予定）

| | |
|--|--|
| <p>夏休み火起こし体験教室(三殿台考古館)</p> | <p>税金を知らう！～税のしくみと使いみち～ (指導企画課ほか)</p> |
|  <p>「まいぎり」という道具を使い、火を起こす体験や弓矢体験（小中学生38人、保護者36人）</p> |  <p>租税教育アニメの上映、税金を使って街づくりをするパソコンゲーム、1億円の重さ体験（小中学生120人、保護者104人）</p> |
| <p>なぜ？から始まるサイエンス教室 (横浜サイエンスフロンティア高等学校)</p> | <p>私も学芸員！昔の絵葉書を整理してみよう。 (横浜開港資料館)</p> |
|  <p>科学や数学に関する実験教室やワークショップなど（小中学生50人、保護者47人）</p> |  <p>現代の地形図や都市地図を使って、地図のなかに書き込まれている地図情報とは何かを学び、展示室などで様々な地図資料を見学（小中学生7人、保護者等6人）</p> |
| <p>中央図書館たんけんツアー (中央図書館サービス課)</p> | <p>竪穴住居跡を掘ってみよう(埋蔵文化財センター)</p> |
|  <p>普段は見ることのできない地下書庫などの裏側見学や書架整理やおすすめ図書の紹介などのお仕事体験（小中学生52人、保護者0人）</p> |  <p>復元された竪穴住居跡を実際に掘って、出土遺物を発掘（小中学生21人、保護者24人）</p> |

教委第 15 号議案

学校運営協議会の設置について

学校運営協議会について、次のとおり設置する。

平成 30 年 6 月 29 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成17年4月横浜市教育委員会規則第15号)第3条の規定に基づき、汐入小学校等3校(3協議会)に学校運営協議会を設置したいので提案する。

1. 対象校
3校（累計180校）、3協議会（累計148協議会）
 - (1) 汐入小学校
 - (2) 白根小学校
 - (3) 川和東小学校

2. 学校運営協議会の設置
平成30年7月1日

3. 参考
現在の学校運営協議会設置校の状況
177校に設置（145協議会）
小…124 中…48 義務…2 特支…1 高校…2
（単独設置…125校 合同設置…20ブロック）

学校運営協議会設置（平成30年7月1日設置校）について

| | 学校運営協議会名 | ページ |
|---|----------|-----|
| 1 | 汐入小学校 | 6 |
| 2 | 白根小学校 | 6 |
| 3 | 川和東小学校 | 6 |

学校運営協議会(30.7.1設置校)

| No. | 協議会名称等 | 基本情報 | | 設置の主なねらい | 委員構成 |
|-----|---|------|-------------------------------------|---|--|
| 1 | 汐入小学校 (東部) (近隣校の設置状況) 寛政中 入船小 汐入小 [新規] | 創立 | 昭和33年4月1日 | 学校運営改善 授業参観や学校評価分析をすることで、学校の運営改善を図る。 地域との連携・協働 生活科・総合的な学習における地域の人材や教材などを開発し、学習単元を拡充させる。 学校教育活動の改善 数多くある学習支援の組織や人材の整理や管理を行い、教育活動をさらに充実させる。 | 15名 地域住民 8名 保護者 3名 資する者 1名 学識経験 2名 学校長 1名 |
| | | 学校長 | 御調 紀子 | | |
| | | 所在地 | 横浜市鶴見区 汐入町2丁目36 | | |
| | | 最寄り駅 | JR鶴見線 弁天橋駅 徒歩6分 | | |
| | | 児童生徒 | 211名 | | |
| | | 学級数 | 10学級(個別支援含) | | |
| | | 敷地面積 | 3,922.13 m ² | | |
| 2 | 白根小学校 (西部) (近隣校の設置状況) 旭北中 上白根小【H30】 白根小【新規】 | 創立 | 明治13年7月15日 | 学校運営改善 学校運営計画や行事計画に対し、助言をいただき、改善の参考にする。授業参観や学校評価分析を通して、学校の運営改善を図る。 地域との連携・協働 児童の安全な登下校や、保護者・地域・学校の三位一体で行う学校経営の在り方について共に考える。 その他 140周年関連事業に対し理解と支援を得る。 | 7名 地域住民 1名 保護者 1名 資する者 2名 学識経験 2名 学校長 1名 |
| | | 学校長 | 神倉 美智子 | | |
| | | 所在地 | 横浜市旭区 中白根1丁目9番1号 | | |
| | | 最寄り駅 | 相鉄線 鶴ヶ峰駅からバス 白根小学校前 下車徒歩3分 | | |
| | | 児童生徒 | 682名 | | |
| | | 学級数 | 25学級(個別支援含) | | |
| | | 敷地面積 | 13,262.00 m ² | | |
| 3 | 川和東小学校 (北部) (近隣校の設置状況) 川和中 川和小 川和東小 [新規] | 創立 | 平成6年4月1日 | 学校運営改善 多角的な学校評価をもとに、学校の運営改善を図る。 児童生徒の健全育成 教育活動への連携を深め、情報を多方面から収集し、共有する。 地域との連携・協働 地域行事への参画で、地域と連携して児童を育成する。 学校教育活動の改善 学習支援の組織や人材の整理や管理を行い、教育活動をさらに充実させる。 | 13名 地域住民 3名 保護者 2名 資する者 3名 学識経験 4名 学校長 1名 |
| | | 学校長 | 齋藤 稔 | | |
| | | 所在地 | 横浜市都筑区 富士見が丘21-2 | | |
| | | 最寄り駅 | 地下鉄グリーンライン 都筑ふれあいの丘駅 徒歩10分 | | |
| | | 児童生徒 | 987名 | | |
| | | 学級数 | 34学級(個別支援含) | | |
| | | 敷地面積 | 12,345.41 m ² | | |